

【資料-17 危険物質等取扱者に対する措置】

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
危険物 (令第28条第1号)	総務大臣	2以上の都県にわたって措置される移送取扱所において取り扱うもの	1. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限	
	知事	消防本部所在市町村以外で貯蔵及び取り扱われるもの	2. 所在場所の変更又はその廃棄	
	市町村長	消防本部所在地市町村で貯蔵及び取り扱われるもの		
毒物及び劇物 (令第28条第2号)	厚生労働大臣一部の業者については知事	製造業者及び輸入業者が取り扱うもの	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部)	保健所を設置する市:さいたま市・川越市 業務上取扱者:金属メッキ業・金属熱処理業・毒物及び劇物運送業(5トン車以上)・しろあり防除業
	知事(店舗の所在地が保健所を措置する市にある場合は市長)	販売業者が取り扱うもの	2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限	
	厚生労働大臣及び知事	特定毒物研究者及び業務上取り扱う者が取り扱うもの	3. 所在場所の変更又は廃棄	
火薬類 (令第28条第3号)	経済産業大臣	製造業者・販売業者・消費者	製造施設また輸火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止(火薬類取締法第45条第1号)	
		製造業者・販売業者・消費者・その他火薬を取り扱う者	製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は(同法同条第2号)	
		所有者・占有者	火薬類の所在地の変更又は破棄(同法同条第3号)	
		破棄した者	破棄した火薬類の収去(同法同条第4号)	
高圧ガス (令第28条第4号)	経済産業大臣又は知事	第一種製造者・第二種製造者・第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者・第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者・販売業者・特定高圧ガス所有者・液化石油ガス販売事業者・液化石油ガスの充てん者	製造のための施設、第一種貯蔵所・第二種貯蔵所・販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止(高圧ガス保安第39条第1号)	
		第一種製造者・第二種製造者・第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者・第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者・販売業者・特定高圧ガス所有者・液化石油ガス販売事業者・液化石油ガスの充てん者・その他高圧ガスを取り扱う者	製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は(同法同条第2号)	
		高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者	所在地の変更又は破棄(同法同条第3号)	
核燃料物質 (令第28条第5号)	経済産業大臣	精錬事業者・加工事業者・使用済燃料貯蔵事業者・再処理事業者・廃棄事業者・上記の者から運搬委託された者・上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物による災害を防止するための必要な措置(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項)	
	文部科学大臣	使用者・上記の者から運搬を委託された者・上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者		
	国土交通大臣	船舶又は航空機による運搬にかかる場合、鉄道、軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬であって、運搬するもの以外		
核原料物質 (令第28条第6号)	文部科学大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部)	
	経済産業大臣	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する精錬事業者が所持するもの	2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又は廃棄	
放射性同位元素及びこれによって汚染された物 (令第28条第7号)	文部科学大臣	使用者・販売業者・賃貸業者・廃棄業者・これらの者から運搬を委託された者	1. 所在場所の変更 2. 汚染の除去 3. その他放射線障害を防止するために必要な措置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第4項)	
毒薬及び劇薬 (令第28条第8号)	厚生労働大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	知事の処分を受けている者:薬局開設者・製造業者の一部・輸入業者の一部・販売業者
	構成労働大臣及び知事	知事の処分を受けている者が所持するもの		
	農林水産大臣	専ら動物のために使用されることが目的とされるもの		
高圧ガス (令第28条第9号)	経済産業大臣	事業用電気工作物(発電用)内		事業用電気工作物の根拠法令 電気事業法第38条第3項
生物剤及び毒素 (令第28条第10号)	生物剤又は毒素にかかる事業を所管する大臣			右の事業を所管する主大臣:文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・農林水産大臣
毒性物質(許可、届出をした者が所持するもの) (令第28条第11号)	経済産業大臣			